

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事））【6】」

2. 日時：令和4年11月16日 17時30分～18時37分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、畠山安全審査官、中野安全審査官

関西電力株式会社：

高浜発電所 電気補修課 課長◎ 他4名◎

5. 要旨

(1) 関西電力株式会社より、高浜発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の認可申請（原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。

○電気配線貫通部における火災防護対象設備の選定の考え方について、既に認可された工事計画での整理を踏まえ説明すること。

○適用規格の変更について、変更後は新しい年版の規格を追加するのか新しい年版の規格に変更するのか説明すること。

○原子炉冷却系統施設の基本設計方針について、原子炉格納施設の基本設計方針と同様に適用規格を変更する必要があるか説明すること。

○重大事故等対処施設に関する適用条文の要否の考え方について、既に認可された工事計画での整理を踏まえ考え方を説明すること。

○安全設備の健全性の評価において、実証試験のみを実施している項目と実証試験以外についても実施している項目が明確になるよう説明すること。

(3) 関西電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

・資料1 高浜発電所第3,4号機原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事に係る設計及び工事計画認可申請 コメント回答について

・資料2 高浜発電所3,4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説資料

以上